

松戸市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 1 2 日

令和 8 年松戸市農業委員会 8 月総会議事録

松戸市農業委員会会長杉浦昌平は令和 8 年 8 月 12 日午後 3 時 00 分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館 7 階大会議室に招集した。

1. 出席委員

2 番 恩 田 浩 二	3 番 杉 浦 昌 平
5 番 渡 邊 洋 子	6 番 杉 浦 勇 司
7 番 平 川 正 俊	8 番 湯 浅 孝 一
9 番 戸 張 嘉 宣	10 番 加 藤 万里子
11 番 齊 藤 隆	13 番 渡 邊 慶 弘
15 番 川 上 博 久	
明・矢切区域 齋 藤 香	明・矢切区域 金 安 幸 雄
東 部 区 域 湯 浅 英 雄	常盤平・五香区域 長谷川 義 洋
常盤平・五香区域 山 崎 唯 司	馬橋・小金区域 小 林 直 一
馬橋・小金区域 湯 浅 清	

1. 欠席委員

1 番 渡 来 和 治	12 番 相 田 敏 克
14 番 竹 村 透	

1. 事務局出席職員

事務局長 矢 野 貴 久	主幹兼農地係長 香 西 崇
主任主事 井 堀 寛 生	主 事 加 藤 翔 龍

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和8年8月の農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。

しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

それでは開始いたします。

本日の出席委員は、農業委員が11名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号2番、恩田浩二委員、議席番号5番、渡邊洋子委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は、第1号から第5号までとなっております。

なお、報告事項については、第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 農政課、内藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、1 件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件 2 件、農地銀行からの移行案件 3 件でございます。

それでは、議案第 1 号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書 1 ページの 1 番をご覧ください。申請地につきましては、ピンク色の表紙の冊子でお配りしている参考資料の 1 ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は2,007平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は 5 年の設定でございます。

借受者の方は、カボチャを栽培する計画です。

次に、2 番をご説明いたします。

議案書 1 ページの 2 番、参考資料の 2 ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は栗山、現況地目は畑、面積は1,034平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は 5 年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを栽培する計画です。

次に、3 番をご説明いたします。

議案書 2 ページの 3 番、参考資料の 3 ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は主水新田、現況地目は畑、面積は806平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は 5 年の設定でございます。

借受者の方は、ハウレンソウ、コマツナを栽培する計画です。

次に、4番をご説明いたします。

議案書2ページの4番、参考資料の4ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は金ケ作、現況地目は畑で、面積は1,239平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者は、ダイコン等を栽培する計画です。

次に、5番をご説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料の5ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は4,646平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ブロッコリー、エダマメを栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長から議案第1号について内容の説明がございました。

本案件は、あらかじめ審査会で審議をしておりますので、第1審査会第1審査班座長の意見を求めます。

第1審査会第1審査班座長 議席番号7番、平川正俊です。

議案第1号について、さきの審査会で審議しました。審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断をいたしましたので、原案に賛成をしたいと思います。

議 長 ただいま座長より、承認すべきとのご意見がございました。

まずは、議案第1号1番から4番につきまして一括で審議を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号1番から4番につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

次に、議案第1号5番につきまして審議を行います。

この案件は、松戸市農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります湯浅孝一委員は審議に参加できませんのでご承知おきください。

この案件についてご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号5番につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のためここで退席となります。ありがとうございました。

（農政課長 退席）

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定についてを議題といたします。

同法第4条第3項の規定により、松戸市から事業計画認定書（案）について、決定を求められているので、本総会において意見決定をするものです。

第1審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号7番、平川正俊です。

去る8月5日水曜日、議案第2号から第5号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、恩田浩二農業委員、湯浅孝一農業委員、長谷川義洋推進委員、小林直一推進委員、私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については、1ページから2ページになります。

申請の都市農地は5筆で、面積は合計4,656平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

本法においては、松戸市及び隣接する市町村で農作物を販売する等条件を満たせば生産緑地制度を利用したままで貸借することができます。

借受人は、農業者で、経営農地については適正に耕作しております。農作業に従事する者は、申請者を含む構成員4人で年間従事日数は合計で1,040日です。

農機具については、トラクター2台、動噴1台、移植機1台を所有しています。

申請地では、ネギ、サツマイモ、タマネギを作付するとのことです。

周辺の生活環境と調和の取れた当該農地の利用を確保するため、農産物残差や農業資材を放置しないこと、また、適切に除草するよう要望したところです。

以上、審査会では、議案第2号について慎重審議した上、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の認定条件に抵触するものはないこと、また将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって、議案第2号について、認定すべきと意見決定を図ったところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、認定すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

小林委員。

小林推進委員 現在、借受人がネギ等を一生懸命に作って、せがれさんも北海道の大学から帰ってきており、一番働き盛りのときなので、一生懸命にやっているとしますので、私は認めたと思います。

議 長 ただいま、小林委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより、議案第2号について原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては、原案のとおり決定したことを松戸市長宛てに送付いたします。

◎議案第3号

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案書の4ページ、議案参考資料については3ページから8ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところでございます。

申請地は8筆で、面積は1万8,926平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は使用貸借権の設定です。

申請理由は、経営移譲のためです。

譲受人は、農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員4人で1,200日であり、同じ許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、トラクター4台、動噴2台、貨物自動車2台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ナシ、ブドウの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第3号の2番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号８番、湯浅孝一です。

審査会当日、申請人をお呼びして、話を聞いたところ、長男の方への経営移譲をするとのことでしたので、特に問題はない案件かと思えます。お諮り願います。

議 長 ただいま、湯浅委員より意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第４号

議 長 続きまして、議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請についての１番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第１審査会第１審査班座長 それでは、議案第４号の農地法第４条の規定による許可申請についての１番をご説明します。

議案書の５ページ、議案参考資料については９ページから１３ページになります。

申請地の位置については、９ページのところでございます。

申請理由は、現在、借家に居住しているが、手狭で不便を感じていること、年齢的にも賃貸で生活することに不安があるため、専用住宅を建てて住むためです。

土地選定理由は、親から相続した土地で、閑静な住宅環境であり、隣地には息子夫婦が住

んでいるためです。

議案参考資料の11ページをご覧ください。

施設の概要について、専用住宅用地です。

上水道については、前面道路から引き込みます。雨水については、雨水浸透ます及び自然浸透にて処理。汚水、雑排水については浄化槽にて処理後、雨水本管に放流。

被害防除については、新設ブロック塀にて対応します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地からおおむね500メートル以内に鉄道の駅があることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 ただいま座長から申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

長谷川委員、お願いいたします。

長谷川推進委員 推進委員の長谷川義洋です。よろしくお願いいたします。

審査会当日、現地確認を行い、隣接する農地、住宅地への影響を考え、どのような配慮を図っているかということを確認してまいりました。その回答としまして、定期的に木を切ったりですとか、草を刈ったりしているなど、周りへの配慮を図っているということから、以上のことから特に問題がない案件だと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま長谷川委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番につきましては、許可相当の意見書を農業

事務所に送付いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての2番を議題いたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号の農地法第4条の規定による許可申請について2番をご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については14ページから18ページになります。

申請地の位置については、14ページのところでございます。

申請理由は、隣接する住民の要望があったためです。

土地選定理由は、隣地の住民が駐車場として使用するためです。

議案参考資料16ページをご覧ください。

施設の概要について、貸し駐車場用地です。

雨水排水については、コンクリート舗装の間に砂利目地を設置し、自然浸透。

被害防除については、既存ブロック土留め、ブロック塀、新設単管パイプ及び砂利止め板を利用します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認をいたしました。

農地区分について、申請地は基準点となる鉄道の駅から約740メートルに位置し、かつ全体の面積に占める宅地の割合が40%を超えることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第4号2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当と意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号8番、湯浅孝一です。

審査会当日、現地確認を行い、申請人をお呼びし、事業計画をお聞きしたところ、周りの住宅からの駐車場の要望があり、今回の申請に至ったとのことでした。

特に問題がない案件かと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま湯浅委員より意見がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の2番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎議案第5号

議 長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号の農地法第5条の規定による許可申請についての1番をご説明します。

議案書の6ページ、議案参考資料については19ページから26ページになります。

申請地の位置については、19ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権設定です。

申請理由については、譲受人は土木・舗装・造成工事を行う建設会社で、既存の資材置場及び駐車場が手狭となったことから、申請地を賃借し、資材置場及び駐車場用地とするためです。

土地選定理由は、既存施設と隣接しているためです。

議案参考資料21ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場及び駐車場用地です。

排水については、雨水のみで砕石敷きにより自然浸透です。

被害防除については、重量ブロック・フェンス・鉄板等を設置。

費用については、自己資金で賄うとのことから、通帳の写しを確認をいたしました。

農地区分については、申請地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用

に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第5号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

長谷川委員。

長谷川推進委員 推進委員の長谷川です。

審査会当日、現地確認を行い、隣接する市民農園に対しての影響を確認したところ、ここで扱う産業廃棄物に関して、コンクリートですとか、アスファルトなど、有害な物質は扱わない。あと、取り扱うものによって、塀の材質を変えるなど、影響はない、配慮を図っているということから、問題がない案件だと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま長谷川委員より意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号1番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての2番を議題いたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号の農地法第5条の規定による許可申請についての2番をご説明します。

議案書の6ページ、議案参考資料については27ページから33ページになります。

申請地の位置については、27ページのところでございます。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

申請理由については、譲受人は行政書士業を営んでいるが、事業の安定的な経営を図るため、新たな収益事業としてドッグラン事業を計画したためです。

土地選定理由は、自宅と隣接しており、道路に接していないためです。

議案参考資料の29ページをご覧ください。

施設概要については、ドッグラン用地です。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、既存の土羽及びネットを設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、通帳の写しを確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第5号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林です。

29ページの参考資料を見ていただくと、対象地は、奥まったところでございます。今回ドッグランの利用として、活用されるとのことですので、私は認めたと思います。

議 長 ただいま小林委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の2番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書7ページの報告事項1から12ページの報告事項5について、ご報告させていただきます。

まず、7ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、6月分として相続による所有権移転により5件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、8ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、6月分として田1件、247平米、畑3件、636平米、合計4件、883平米の届出を受理いたしました。

次に、9ページから10ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田3件、429平米、畑19件、6,073平米、合計22件、6,502平米の届出を受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より1件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、12ページ、報告事項5 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、2件交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年8月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時45分